

2. 就労の正常化

(1) 求人事業所の登録

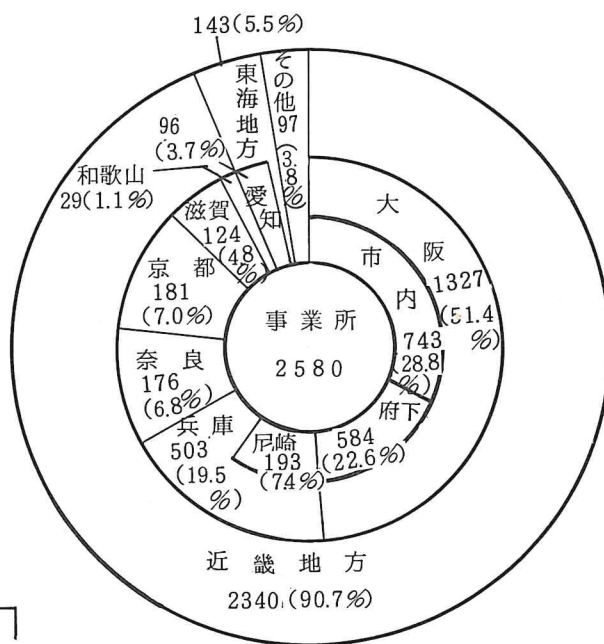
昭和51年10月「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」施行に伴って同年11月より実施された当センター登録制も、昭和63年3月31日現在で2,580事業所の登録となった。そのうち廃業その他による登録抹消207事業所と再開になった2事業所で有効登録事業所数は2,375事業所である。なお昭和62年度における新規登録事業所数は120で、前年度比1.6%減となっている。

業種別にみると、建設業は2,177事業所(91.7%)で、そのうち製造・運輸・その他を兼業している事業所は67となっている。製造業は136(5.7%)、運輸業は46(1.9%)、運輸・製造双方を営む事業所2(0.1%)、その他14(0.6%)となっている。

センター登録事業所の推移

年 度	新規登録 事業所数	登録抹消 事業所数	年度末現在有効 登録事業所数
51	370	6	364
52	537	30	871
53	323	16	1,178
54	277	14	1,441
55	217	7	1,651
56	123	0	1,774
57	128	26	1,876
58	112	52	1,936
59	114	12	2,038
60	137	14	2,161
61	122	11	2,272
62	120	19	2,375
計	2,580	207	

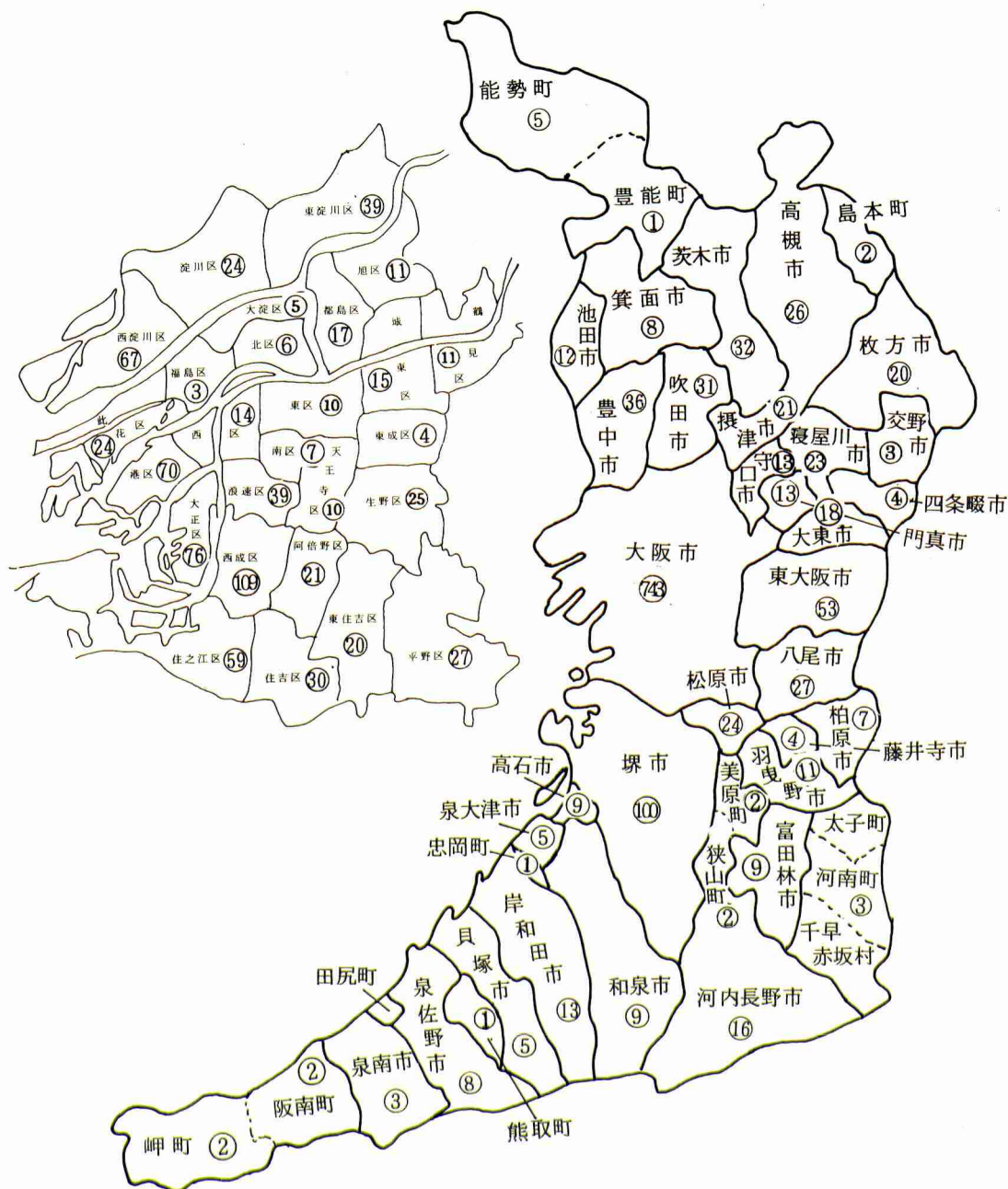
登録事業所府県別割合(累計)



(事業再開2)

大阪府下地域別センター登録事業所の状況（昭和63年3月31日現在）

（大阪府下市町村1,327事業所分布図） ○内……………登録事業所数



登録事業所（累計・有効）地域分布

（昭和63年3月31日現在）

地 域		登 録 事 業 所		登 録 抹 消	有 効 登 録 事 業 所 数	
		事業所数	割 合 %	事業所数	事業所数	割 合 %
近畿地方	大 阪	1,327	51.5	99	1,229	51.7
	市 内	743	28.8	53	691	29.1
	府 下	584	22.6	46	538	22.7
	兵 庫	503	19.5	37	467	19.7
	尼 崎	193	7.5	11	182	7.7
	奈 良	176	6.8	11	165	7.0
	奈良市	34	1.3	2	32	1.3
	京 都	181	7.0	19	162	6.8
	京都市	105	4.1	13	92	3.9
	滋 賀	124	4.8	21	103	4.3
	大津市	41	1.6	6	35	1.5
	和 歌 山	29	1.1	2	27	1.1
	（小 計）	2,340	90.7	189	2,151	90.6
	中 国 地 方	27	1.0	2	25	1.1
	四 国 地 方	4	0.2	0	4	0.2
	九 州 地 方	1	0.0	0	1	0.1
東 海 地 方		143	5.5	9	134	5.6
	愛知県	96	3.7	6	90	3.8
甲 信 越 地 方		10	0.4	2	8	0.3
北 陸 地 方		40	1.6	4	36	1.5
関 東 地 方		15	0.6	1	14	0.6
（ 合 計 ）		2,580	100	207	2,375	100

（注） 住所変更の関係で、有効登録事業所数に登録抹消事業所数を加えたものが累計に一致しない地域がある。

・登録抹消は、廃業、倒産、求人とりやめ、法令違反、二重登録（ダブリ）他にもとづく。

(2) 就労正常化促進特別指導

あいりん労働福祉センター寄場での早朝時の就労斡旋の正常化をはかるために、昭和52年度より特別に月平均2回就労正常化促進特別指導日を設定し、事業所登録及びプラカードの掲示等の指導に当たっている。

昭和62年度は16回実施し、延2,242の事業所を指導した。62年度は従来の求人動向と大幅に異なり、10,11月に突如求人が増加、それにともない求人車も前年比それぞれ180%,182%と寄場及び隣接路上はさねがら3月期の活況を呈していた。そのあおりを受け、2,3月の求人増は凄まじく急遽、早出体制を1名増で対応する状況となった。正常化も2,3月と従来の3班体制を4班体制とし、2月には1回増となった。年間での延事業所指導は前年比161%の数字を示すことになった。

なお、62年度も前年度に引き続き、公共工事の端境期、梅雨などで、求人が落ち込んだ時期(6月と7月)、および求人が増加した7月下旬に、府労働部と共同でセンター寄場外を含めて早朝求人の調査と指導の強化をはかった。

特に、求人が多くなる7月、11月、3月には例年どおり月2回実施、今年度はそれに加え急激な求人増にともない、2月にも2回実施せざるを得ない状況となった。プラカードの書き替えを中心にした掲示指導で今年度は1443件(前年比113.5%)の書き換えとなった。

(3) 無届求人指導日

就労正常化のためのもうひとつの取組として「無届求人特別指導日」(毎週水曜日11時~12時)を設定し、特別チームを編成し、昼間の主に期間雇用の業者に対して、寄場内での指導を行っている。

昭和62年度は50回実施し、延1496事業所(前年比158%)を指導した。

昭和62年度 就労正常化促進特別指導日調査表

調 査 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	前 年 度
調 査 回 数	1	1	1	2	1	1	1	2	1	1	2	2	16	15
求 人 車 両 数	50	71	93	299	193	182	166	487	239	205	481	626	3,092	1,694
不 明 車 数	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7	24
求 人 事 業 所 数	46	56	69	215	141	140	139	354	175	162	345	400	2,242 100%	1,389 100%
登 録	43	54	67	212	140	140	139	353	173	160	340	391	2,212 98.7%	1,340 96.5%
未 登 録	3	2	2	3	1	0	0	1	2	2	5	9	30 1.3%	49 3.5%
求 人 件 数	52	95	69	247	232	193	192	451	239	200	394	812	3,176 100%	1,981 100%
ブ掲 ラ カ ー ド 示	有 効	9	2	7	34	76	54	61	138	64	55	147	255 90.2 28.4%	451 22.8%
期 限 切	3	0	7	42	28	34	39	112	68	62	114	66	575 18.1%	415 20.9%
私 製	7	1	4	33	48	30	23	78	58	36	53	44	415 13.1%	202 10.2%
無 掲 示	34	92	51	138	80	75	69	122	49	47	80	189	1,026 40.4%	913 46.1%
指 導	登 録	3	2	1	3	1	0	0	2	2	5	9	28	38
プ ラ カ ー ド 書 替	3	5	0	122	8	140	142	145	121	137	258	362	1,443	1,271

昭和62年度 センター寄場無届求人指導日調査表(AM11時~12時)

調 査 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	前 年 度
調 査 回 数	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	5	50	50
求 人 車 両 数	36	9	21	69	101	139	184	221	143	183	242	273	1,621	1,020
不 明 車 数	2	6	4	4	4	5	4	5	5	7	7	20	73	67
求 人 事 業 所 数	33	8	19	66	101	128	166	209	133	164	226	243	1,496 100%	942 100%
登 録	33	8	19	63	99	126	163	201	132	159	218	233	1,454 97.2%	924 98.1%
未 登 録	0	0	0	3	2	2	3	8	1	5	8	10	42 2.8%	18 1.9%
求 人 件 数	35	6	21	76	119	155	216	291	176	245	295	345	1,980 100%	1,235 100%
ブ掲 ラ カ ー ド 示	有 効	8	3	0	39	82	115	149	159	94	171	169	241 1,230 62.2%	735 59.4%
期 限 切	14	1	3	8	8	16	25	47	52	30	64	24	292 14.8%	183 14.8%
私 製	6	1	3	16	23	20	36	76	22	33	46	61	343 17.3%	240 19.4%
無 掲 示	7	1	5	13	6	4	6	9	8	11	16	19	115 5.7%	79 6.4%
指 導	登 録	0	0	0	4	2	2	3	8	1	5	8	43	17
プ ラ カ ー ド 書 替	10	15	7	24	79	124	107	154	106	111	71	71	879	717

就労正常化特別指導求人事業所の内訳

		S 6 2年度		前 年 度	
求 人 事 業 所 数		2,242		1,389	
事業所登録状況	現金求人事業所	1,773	100 %	912	100 %
	登録事業所	1,758	99.2	901	98.8
	未登録事業所	15	0.8	11	1.2
	期間求人事業所	334	100 %	375	100 %
	登録事業所	319	95.8	337	89.9
	未登録事業所	15	4.2	38	10.1
	現金・期間両方求人事業所	135	100 %	102	100 %
	登録事業所	135	100	102	100
	未登録事業所	0	0	0	0
	無効掲示	749	31.5	320	22.0
ブ ラ カ ー ド 掲 示 状 況	有効掲示	749	31.5	320	22.0
	期限切掲示	432	18.1	254	17.4
	私製掲示	300	12.6	90	6.2
	無効掲示	902	37.8	793	54.4
	期間求人事業所	535	100 %	524	100 %
	有効掲示	153	28.6	131	25.0
	期限切掲示	143	26.7	161	30.7
	私製掲示	115	21.5	112	21.4
	無効掲示	124	23.2	120	22.9
	ブ ラ カ ー ド 書 替 件 数	1,443	100 %	1,271	100 %
ブ ラ カ ー ド 指 導	現金求人	1,090	75.6	871	68.5
	期間求人	353	24.4	400	31.5

(4) 一般事業所指導

未登録事業所に対する登録指導、求人事業所に対する求人方法や賃金・社会保険等に関する労働条件、宿舍等について事業所指導を行っている。

昭和62年度は訪問・面接1,047件、電話1,575件、文書148件、合計2,770件行った。

(5) 事業所訪問

センター公開求人の円滑化をはかるため、窓口紹介を利用している事業所を中心に事業所を訪問し、調査している。昭和62年度は64事業所を訪問した。

特に労働者の定着について、宿舍・食事内容・労働条件の改善等に力を入れて指導した。まだプレハブ造り、ベニア仕切の部屋が多く見られるが、大阪を中心に個室化する事業所が増化し、中には冷暖房完備・鉄筋、鉄骨造りのところもあった。

(6) 求人開拓

梅雨期の求人減の対策及び高令化する地区労働者対策など雇用を確保するため、あいりん地区利用求人事業所（センター登録事業所）に対し、求人の開拓、雇用の勧奨に努めている。昭和62年度は文書1,459件、電話1,141件、訪問等558件、合計3,158件の求人開拓勧奨を行った。

(7) 事業主懇談会

センターの事業に対する理解と協力を要請するとともに、求人活動の円滑化をはかるため、毎年事業主懇談会を開催している。

昭和62年度は6月26日に事業主懇談会を開き、24事業所24名の参加をえた。

大阪労働基準局、雇用促進事業団、大阪府労働部、あいりん労働公共職業安定所、玉出社会保険事務所等関係機関の協力をえて、建設労働者の雇用改善、最近の雇用の動きと求人活動等について懇談が行われた。

(8) 求人事業所

昭和62年度中に求人申込を行った事業所は、1,009事業所であった。このうち、現金求人みの事業所は334、現金・期間共に求人した事業所は295、期間求人みの事業所は380である。従って、現金求人申込事業所は629、期間求人申込事業所は675となる。

求人事業所1,009のうち、求人方法として窓口紹介を利用した事業所は455(45.1%)であった。

また、求人事業所1,009のうち85事業所(8.4%)が未登録であった。(下表参照)

雇用形態別求人事業所状況

求人形態	日 雇 (現金)	現 金 及 び 期 間			期 間 ・ 一 般		
求人方法	相 対	相 対	相 ・ 窓	窓 口	相 対	相 ・ 窓	窓 口
事業所数	334 (85)	118	109	68	102	55	223
						675	
	629 (85)	295					
					380		
	1,009 (85)						

〔注〕 ① () は未登録事業所数(内数)

② 「相・窓」は、求人方法として相対方式と窓口紹介をともに利用したもの。

昭和 62 年度 事業所関係求人開拓勸奨・指導状況

項目 月	事業所登録				求人事業所				事業 所訪問	求人開拓勸奨				事業所指導								備考
	新規 登録	登録 累計	登録 抹消	登録 有効数	日 雇	日雇・ 期間	期間・ 一般	計		訪問 面接	電 話	文 書	計	一般指導			就労正常化		無届指導		計	
														訪問 面接	電 話	文 書	実施 回数	事業 所数	実施 回数	事業 所数		
4月	2	2462	0	2274	195	57	141	393	4	21	215	0	236	49	121	7	1	46	4	33	256	
5月	7	2469	2	(事業所開2) 2281	198	32	124	354	4	30	461	0	491	46	83	7	1	56	4	8	200	
6月	10	2479	3	2288	205	29	165	399	10	46	465	800	1311	65	187	15	1	69	4	19	355	求人開拓文書800通 6/10 郵送
7月	12	2491	3	2297	222	69	161	452	7	64	0	0	64	109	160	10	2	215	5	66	560	
8月	9	2500	1	2305	223	107	177	507	0	32	0	0	32	74	107	6	1	141	4	101	429	
9月	18	2518	0	2323	197	101	225	523	2	57	0	0	57	113	129	12	1	140	4	128	522	
10月	10	2528	2	2331	247	106	220	573	7	55	0	259	314	122	130	7	1	139	4	166	564	高令者雇用促進月間文書 発送(府下96 外163計259)
11月	16	2544	5	2342	223	135	194	552	6	57	0	0	57	109	113	5	2	354	4	209	790	
12月	10	2554	1	2351	239	104	182	525	4	44	0	0	44	70	114	7	1	175	4	133	499	
1月	8	2562	1	2358	210	112	240	562	8	49	0	0	49	91	127	4	1	162	4	164	548	
2月	9	2571	0	2367	218	133	246	597	8	57	0	400	457	111	142	11	2	345	4	226	835	ファックス求人利用依頼 400通(窓口求人事業所)
3月	9	2580	1	2375	237	140	226	603	4	46	0	0	46	88	162	57	2	400	5	243	950	
合計	120	2580	19	2375	334	295	380	1009	64	558	1141	1459	3158	1047	1575	148	16	2242	50	1496	6508	
前年度計	122	(2,460)	11	(2,272)	277	249	399	925	56	488	1067	1682	3237	893	1708	114	15	1389	50	942	5046	

(注) ① 61年度 925 実事業所数のうち未登録事業所は111
 ② 62年度1,009 実事業所数のうち未登録事業所は 85 } 求人事業所の年間合計は各月数と同様実事業数である。

Ⅲ 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

労働者が業務上災害による傷病のため休業を要する場合、通常、労働者災害補償保険法にもとづく給付金によって生活を維持することになる。しかし制度や手続き上、補償費の給付までに日数を要するため、日雇労働者にとっては深刻な問題が残る。

そのため、センターでは広く労働災害についての相談を受ける中で、休業補償費の立替について特別に制度を設けこれに対応している。

現行の立替制度の発足（昭和43年）から、昭和62年度末までの被立替者数は、10,699名に達した。

この事業は資金面で大阪府、手続き・指導面で大阪労働基準局それぞれの援助を受けてすすめられているが、近畿圏の労基局、監督署の協力に負うところも大きい。

昭和43年度末に大阪の各労基署から承認された「受任者払い」は今年度計2府8県49労基署となった。

なお立替に至らないケースであっても、内容は重く、深刻である。相談記録に留めたもののうち、事業所との話し合いの中で補償合意が得られたり、労基署へ依頼するなどして処理したケースは今年度285件（うち「中止」77件）であった。

1. 労働災害に関する相談

(1) 手続き相談

療養補償（7号）、休業補償（8号）、障害補償（10号）など各種労災補償給付請求手続についての相談である。

立替労働者以外の休業補償請求については請求書用紙の交付や手続きの説明、事業所ならびに労基署への問合せなどである。

(2) 事 故 相 談

労働災害の「現認」をめぐる発生するトラブルはあとをたゞない。期間雇用で遠隔地へ就労し負傷した場合、とりあえず地元の医療機関で手当を受けたあと、労災の手続き未了のまま帰阪するケースが多い。

現場では軽症と判断していたものが、帰阪後の精密診断で「骨折」などと判明すると、本人が出向けない場合も多いので、現認書（様式5号）の発行を得ることが容易でなくなる。その他、困難なケースとして

「災害時の目撃者がいない」

「現場で報告を受けていない」

「事務所の連絡先が分らない」などがある。

また、事業所側が災害は認めても労災手続きを放置し、しばらく飯場に寄宿させるだけでウヤムヤにするケースや、示談に応じたあと症状が悪化して途方にくれるケース（労働者）などの相談もよくもちこまれている。

相談の解決をはかる中で「立替」には至らなくても、事業主が本人に対する補償費をセンターに送金したり、預託したりするケースもある。

労働基準法では、労働災害の事業所責任を明確に規定している。しかし事故の公然化を嫌う元請企業の圧力や、そのシワ寄せを避けようとする直接雇用者（末端下請）の立場が手続き、補償の入口でしばしば障害をつくっている。

センターとしては、労働基準法に基づき事業所の責任と協力を訴えているが、果せない場合には「本人請求」の原則にたって労働基準監督署へ申告するよう助言している。

しかし本人が締めたり、解決が長びくうちに生活の必要に追われて、民生保護に依存するケースなど安易な「示談」も含めて適用されるべき法の保護に至らないケ

ースも少くない。

一方、事業所からも労災手続きについての問合せや、明らかに不正と思われる補償要求に悩んでいるケースなどの相談がある。補償要求の根拠が薄弱にもかかわらず下請の弱い立場を見越して、元請企業に難題をもちこむ。その結果、下請を苦境においこんで法外な補償をとるいわゆる「タカリ」の存在などである。

2. 休業補償給付の立替貸付

負傷した労働者から休業期間中の生活について相談があれば、その都度関係事業所へ協力を依頼することになる。事情を納得して立替に応じる事業所もあるが、多くはそこまでいかない。事業所の意向としては、

「1日しか雇っていないのに立替の面倒までみられない、その義務もない。」

「資金の余裕がない。」

「以前に立替えたこともあるが、休業が長びくと手続きなど手間がかかる。」

元請事業所の場合はほとんど「下請にまかせてある。」という態度である。

こういった実情からセンターでは所定の手続きを経たのち休業補償の範囲内で立替貸付を行っている。

昭和62年度の新規貸付人員は415名で、前年度からの継続分を加えた立替人員は569名である。

立替中の労働者からは、日々相談がもちこまれる。部屋代の滞納、季節ごとの衣服、私病の治療費、帰省の費用等々についての申出である。

相談ケースであっても、同一傷病で何度も労災を請求したり脅迫的に「現認」させたりした者についてはセンターの自主的判断によって立替を断わっている。また補償費の高額なもの、休業の必要があいまいなまま長期化しているものについても、ケースワークの中で立替の区切りをつけるように指導している。

立替貸付金の回収については、種々の事情でこれが遅れる場合も多い。貸金台帳や出勤簿の未整理、休業証明の遅延や放置、紛失など、主に事業所側の事務処理の不首尾が原因である。

立替貸付事業にとって債権管理は、特に重要であり、資金の効率的運用によって業務の正常な運営がはかれる。個人別及び全体の債権の増減、回収などはそのための重要な判断基準であり毎月その状況を明らかにしている。

次は昭和62年度新規立替者の実態を表・グラフにしたものである。

労災休業補償給付立替貸付関係相談（件数）

月	新 規 相 談	継 続 相 談		そ の 他	計
		請 求 手 続	立 替 差 額		
4 月	1 4 1	3 4 9	3 4 3	2 4 2	1,0 7 5
5 月	9 1	3 6 7	4 2 0	2 2 8	1,1 0 6
6 月	8 8	3 9 0	3 9 6	2 5 0	1,1 2 4
7 月	1 1 6	4 0 4	3 5 6	2 4 1	1,1 1 7
8 月	1 2 2	3 5 7	4 1 3	2 2 1	1,1 1 3
9 月	1 0 2	3 4 1	4 0 4	2 3 3	1,0 8 0
1 0 月	1 1 9	3 9 5	4 2 6	2 0 9	1,1 4 9
1 1 月	1 1 5	3 2 9	3 8 4	1 7 5	1,0 0 3
1 2 月	1 0 4	3 7 8	4 2 0	1 7 8	1,0 8 0
1 月	1 2 6	3 6 6	3 9 1	1 6 1	1,0 4 4
2 月	1 2 3	3 5 4	3 9 9	2 3 1	1,1 0 7
3 月	1 3 4	3 7 3	4 1 3	2 5 5	1,1 7 5
計	1,3 8 1	4,4 0 3	4,7 6 5	2,6 2 4	1 3,1 7 3

労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

月	新 規 立 替 _(人)	貸 付 打 切 _(人)	貸 付 人 員 _(人)	貸 付 延 日 数
繰 越	1 5 4			
4 月	4 1	4 3	1 9 5	5,5 3 6
5 月	2 5	2 6	1 7 7	4,1 7 0
6 月	3 0	3 9	1 8 1	4,4 8 5
7 月	3 7	3 6	1 7 9	4,6 8 8
8 月	4 6	4 7	1 8 9	4,6 7 1
9 月	3 7	5 1	1 7 9	4,1 9 9
1 0 月	3 1	3 9	1 5 9	4,2 2 4
1 1 月	3 0	2 7	1 5 0	3,6 6 0
1 2 月	4 0	1 4	1 6 3	4,9 8 6
1 月	3 4	4 1	1 8 3	4,0 3 1
2 月	3 2	4 0	1 7 4	3,9 8 1
3 月	3 2	3 5	1 6 6	4,0 3 6
計	4 1 5	4 3 8		5 2,6 6 7

労災補償給付代理請求事務処理状況（件数）

月	療 養（7号）	休 業（8号）	障 害（10号）	計
4 月	3	2 0 3	1 2	2 1 8
5 月	2	1 8 8	6	1 9 6
6 月	5	1 8 6	1 1	2 0 2
7 月	4	1 7 9	1 5	1 9 8
8 月	4	1 9 1	1 4	2 0 9
9 月	6	1 8 9	1 4	2 0 9
1 0 月	5	1 6 1	1 5	1 8 1
1 1 月	5	1 5 5	1 0	1 7 0
1 2 月	6	1 7 1	4	1 8 1
1 月	5	1 8 8	1 5	2 0 8
2 月	9	1 7 8	1 4	2 0 1
3 月	4	1 6 8	1 0	1 8 2
	5 8	2,1 5 7	1 4 0	2,3 5 5

労災休業補償給付立替貸付状況

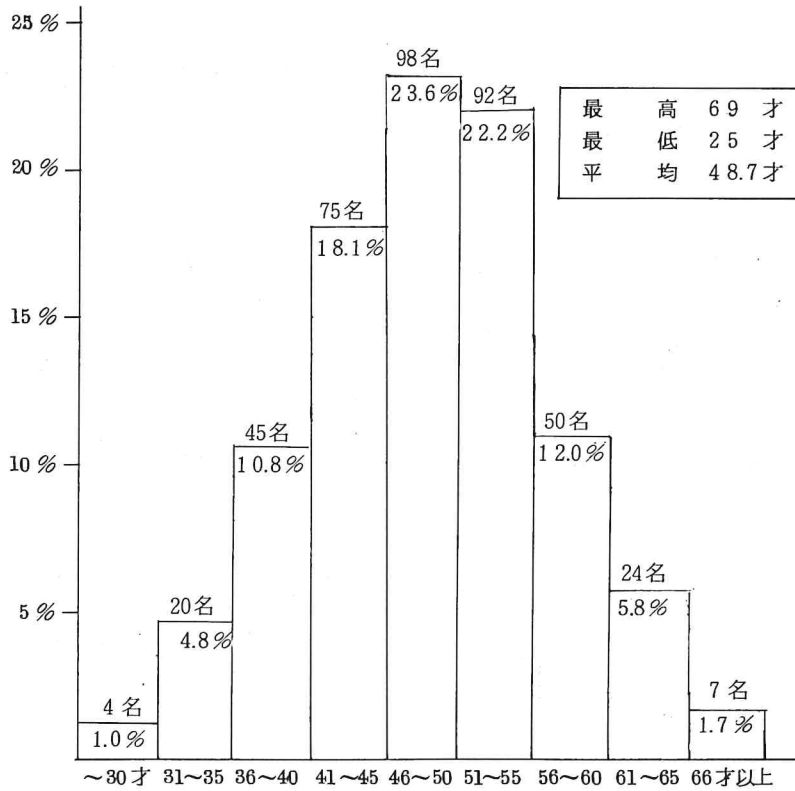
月	立 替 貸 付		差 額 支 払	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
4 月	2,3 5 3	2 5,9 2 6,6 5 0	1 8 8	1 1,5 0 0,7 0 2
5 月	1,9 7 7	2 0,1 9 1,4 3 0	1 4 9	1 0,3 1 5,4 7 9
6 月	2,2 4 6	2 1,8 3 5,9 0 0	1 9 2	1 1,6 2 6,5 0 2
7 月	2,1 0 8	2 2,0 2 6,7 0 0	1 7 9	1 2,3 7 4,3 8 0
8 月	2,0 0 8	2 2,4 6 8,8 8 0	1 4 5	1 1,1 1 3,5 2 5
9 月	2,0 3 2	2 0,5 7 4,8 5 0	1 4 0	1 1,7 7 4,6 8 8
1 0 月	1,8 2 0	1 9,9 0 3 9 7 0	1 2 5	9,6 2 1,5 0 0
1 1 月	1,6 4 4	1 7,3 8 3,4 5 0	1 4 6	1 0,9 6 5,6 2 9
1 2 月	1,7 8 0	2 3,0 2 4,4 8 0	1 4 8	1 1,3 0 2,3 7 8
1 月	1,7 8 7	1 9,3 8 4,6 6 4	1 1 2	8,6 8 5,8 9 4
2 月	1,8 3 9	1 9,7 3 0,7 5 0	1 6 1	1 2,8 4 3,3 8 5
3 月	1,8 7 5	1 9,5 9 1,0 3 6	1 3 6	1 0,8 4 2 5 8 3
計	2 3,4 6 9	2 5 2,0 4 2,7 6 0	1,8 2 1	1 3 2,9 6 6,6 4 5

労災新規立替貸付者状況（昭和61年度）

年 度 %	新 規 立 替 者 数	年 令 平 均	現 在 扶 養 者	住 所		部 屋 代 日 払 月 極	雇 形 日 雇	用 態 そ の 他	安 全 教 育 倉	産 業 分 類				負 傷 現 場				負 傷 時 刻					負 傷 部 位					傷 病 名						
				西 成	そ の 他					建 設	運 輸	製 造	そ の 他	大 阪 市 内	大 阪 府 下	近 畿 府 県	そ の 他	始 10 10	10 12	12 15	15 17	17 24	手 部	足 部	頭 首	腰 部	胸 部	そ の 他	挫 傷	切 創	打 撲	捻 挫	骨 折	そ の 他
6 2	415	48.7	41	366	49	1293	216	199	41	403	6	4	5	97	122	164	32	119	113	98	72	13	109	186	35	32	44	9	58	24	37	39	231	26
%				88.2	11.8	24181	52	48		96.5	1.4	0.9	1.2	23.4	29.4	39.5	7.7	28.7	27.2	23.6	17.3	3.2	26.3	44.8	8.4	7.7	10.6	2.2	14.2	5.8	8.9	9.4	55.4	6.3

賃 金 日 額			休業補償日額			労 災 回 数 平均
最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均	
21,000	7,000	10,281	15,429	4,080	6,503	1:4

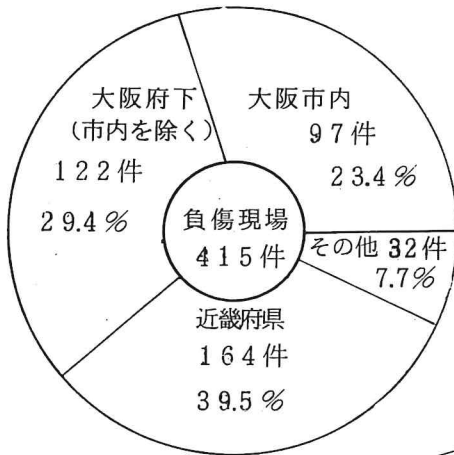
(年齢分布)



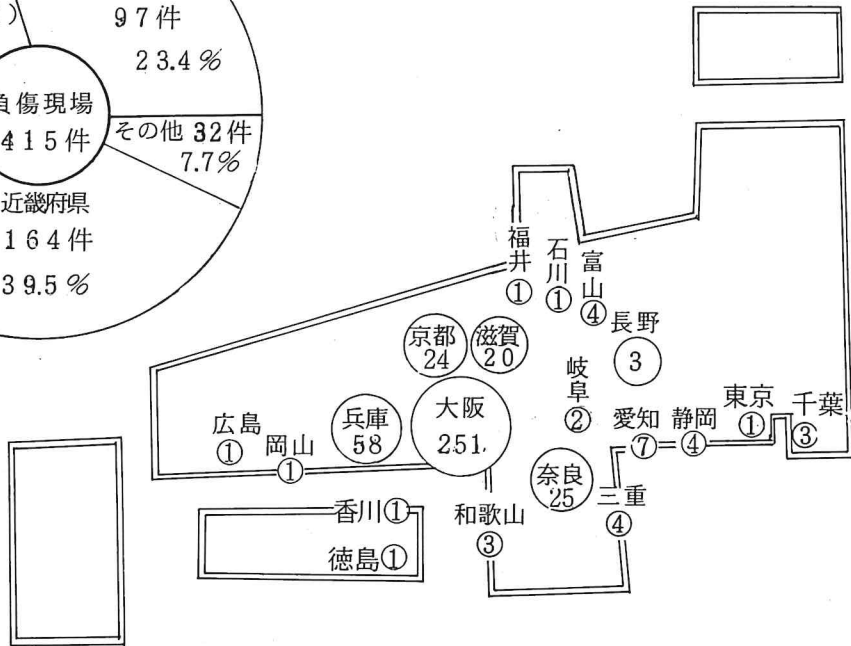
(部屋代分布)

600 下	601 円	701 円	801 円	901 円	1001 円	1101 円	1201 円	1301 円	1401 円	1501 円	2001 円	50,001 ~ 2名 2.4 % 25,001 円以上 30名 35.3 %
21名	9名	16名	8名	60名	22名	17名	19名	9名	63名	66名	6名	20,001円~25,000円 10名 11.8 %
6.7 %	2.8 %	5.1 %	3.4 %	19.0 %	7.0 %	5.4 %	6.0 %	2.8 %	19.9 %	20.9 %	1.9 %	15,001円~20,000円 19名 22.3 %
700 円	800 円	900 円	1000 円	1100 円	1200 円	1300 円	1400 円	1500 円	2000 円			10,001円~15,000円 16名 18.8 %
												6,000円~10,000円 8名 94 %
簡易宿泊所 316名 76.1 %												月ぎめ 85名 20.5 %
〔注〕他に 自宅 4名 3.4 % 最高 2,800 入院中他 10名 最低 400 最高 70,000 最低 7,000												

(負傷現場分布)



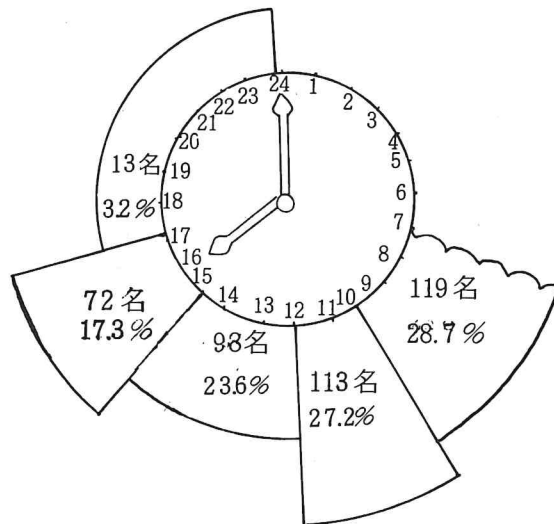
(管轄労働基準監督署所在分布)

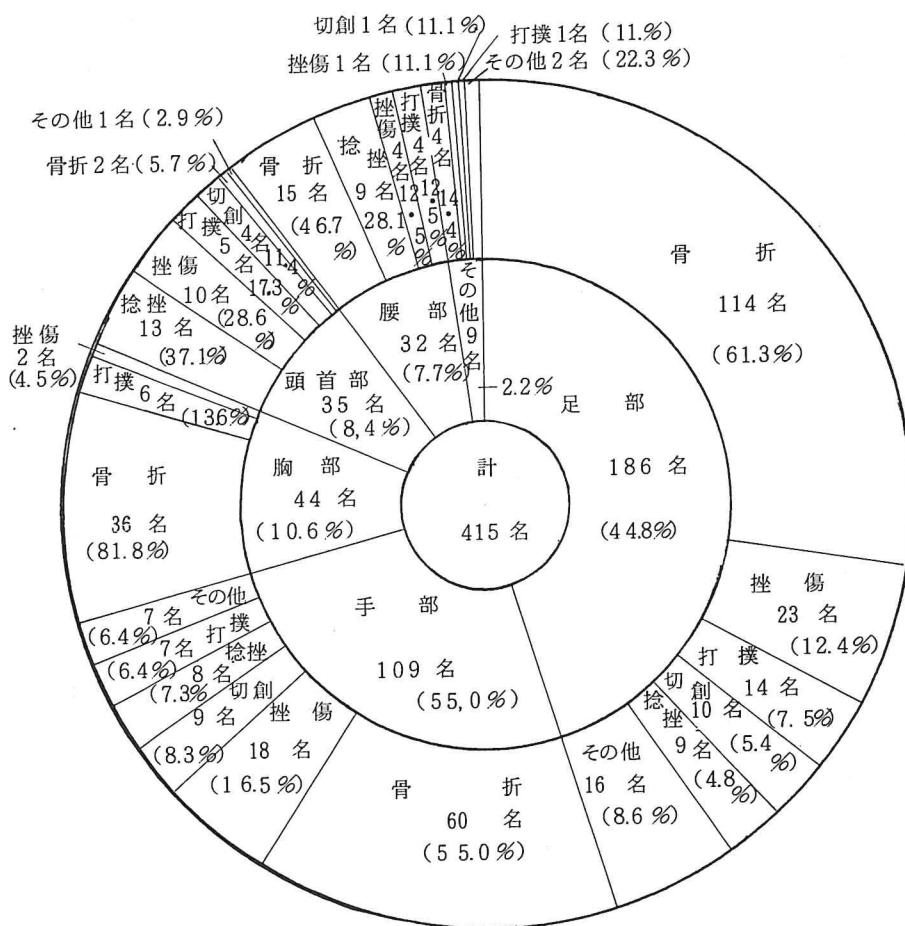


(大阪府下労働基準監督署別立替件数)

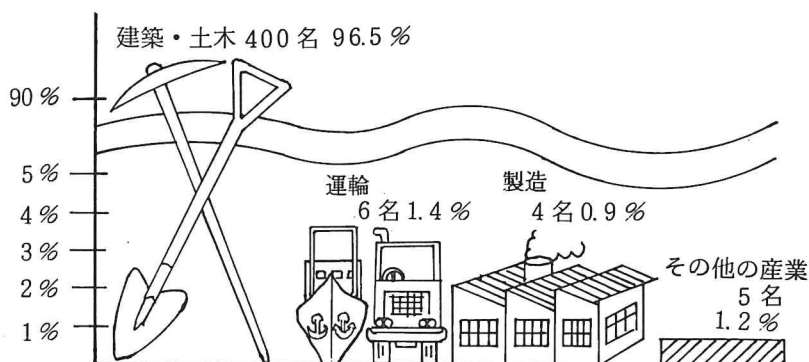
監督署名	対象数
大阪中央	15
阿倍野	33
天王寺	22
天満	19
大阪西	37
西野田	14
淀川	16
東大阪	21
岸和田	9
堺	17
羽曳野	14
守口	16
泉大津	5
茨木	13
合計	251

(負傷時刻)





(業種・産業別内訳)



(職 種 別 賃 金 内 訳)

職 種	平 均	最 高	最 低	対 象 (名)
建 土 雑 役	9,589	16,000	6,500	286
解 体 工	11,828	16,000	9,000	29
鳶 工	12,196	18,000	8,500	28
大 工	14,642	20,000	9,200	12
鉄 筋 工	12,188	15,000	11,500	8
溶 接 工	11,556	16,000	9,500	9
配 管 工	12,050	17,000	9,600	4
左 官 工	11,000	11,000	11,000	1
石 工	11,000	11,000	11,000	2
塗 装 工	11,000	11,000	11,000	1
ブ ロ ッ ク 工	10,000	10,000	10,000	1
造 園 工	11,300	12,000	10,600	2
運 転 手	11,100	15,000	8,000	17
板 金 工	10,000	10,000	10,000	1
電 気 工	10,560	13,120	8,000	2
レンガ(工場内)	9,000	9,000	9,000	1
ガ ラ ス 工	13,000	13,000	13,000	1
修 理 工	13,000	13,000	13,000	1
玉 掛	10,000	10,000	10,000	1
引 越 手 伝	9,333	10,000	9,000	6
荷 役 梱 包	9,000	9,000	9,000	1
冷 蔵 庫 作 業	10,000	10,000	10,000	1

立替打切者状況

年 度	件 数	休業補償受給日数			受給延日数
		最 高	最 低	平 均	
62	438	916	1	128	56,135

(立替打切者の負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

		挫 傷	切 創	打 撲	捻 挫	骨 折	その他	計	百分率
手 部	人数	21	13	7	5	74	7	127	29.0
	立替延日数	2,073	2,256	707	539	12,832	700	19,107	34.0
	立替平均日数	99	174	101	108	173	100		
足 部	人数	27	10	18	3	119	14	191	43.6
	立替延日数	1,554	349	1,729	87	18,894	609	23,222	41.3
	立替平均日数	58	35	96	29	159	44		
頭 首 部	人数	7	2	7	14		6	36	8.2
	立替延日数	124	15	525	1,942		1,185	3,791	6.8
	立替平均日数	18	8	75	139		198		
腰 部	人数	5		4	10	10	1	30	6.8
	立替延日数	852		358	975	1,720	77	3,982	7.1
	立替平均日数	170		90	98	172	77		
胸 部	人数	4		6		35		45	10.3
	立替延日数	387		991		3,944		5,322	9.5
	立替平均日数	97		165		113			
そ の 他	人数	1	1		1	3	3	9	2.1
	立替延日数	25	7		406	239	34	711	1.3
	立替平均日数	25	7		40.6	80	11		
計	人数	63	28	42	33	238	34	438	
	立替延日数	5,015	2,627	4,310	3,949	37,629	2,605	56,135	
	立替平均日数								
%	人数	14.4	6.4	9.6	7.5	54.3	7.8		
	立替延日数	8.9	4.7	7.7	7.0	67.1	4.6		